

自治会による住民交流イベント等開催に対する支援について

自治会活動の新たな担い手の参画や住民の自治会への加入を促すことを目的とした新たな住民交流イベントの開催を支援します。

◎対象イベントについて

- ▶自治会が主催し、その地域内の自治会未加入世帯を含む全世帯が参加可能なイベントであること。
 - ※子ども会や壮年会などのイベントは対象外。
- ▶イベントの主催者の中に、自治会役員未経験者が参画していること。
- ▶これまで実施してこなかった新しいイベントであること。
もしくは、これまで実施してきたイベントに新たな企画を追加すること。
<例>
 - ・初めて、全世帯を呼んでクリスマス会などを開催する
 - ・今までもBBQを開催していたが、新たに全世帯を対象とした健康体操イベントを追加して開催する。
- ▶政治、宗教活動、営利を目的としたイベントではないこと。
- ▶来年度以降も継続して実施する見込みのあるイベントであること。
- ▶令和5年9月16日から令和6年1月31日までに開催するイベントであること。

◎補助率：経費の1/2（上限25万円）

- ※福井県の事業となりますが、申請は町で受け付けます。
また、福井県の予算の範囲内での実施となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

◎希望する自治会は、8月21日（月）までにご連絡ください。

※受付時間：役場開庁日午前8時30分から午後5時15分まで

まずは、区長様からのお電話にて、ご相談、ご連絡ください。
永平寺町総合政策課 0776-61-3942